

令和3年度第1回日野市国民健康保険運営協議会 次第

令和3年6月24日（木）
午後2時00分より
多摩平の森ふれあい館
(w e b会議)

I 運営協議会

1. 会議録署名委員の指名

2. 議題

（1）令和3年度日野市国民健康保険事業計画について【資料1】

（2）令和3年度日野市国民健康保険特別会計予算について
【資料2-1、2-2】

（3）国保財政健全化変更計画書について
【資料3】

（4）日野市国民健康保険における新型コロナウイルス感染症への対応
について【資料4-1、4-2】

（5）第2期日野市国民健康保険データヘルス計画 中間評価について
【資料5】

3. その他報告事項について

配布資料・資料1 令和3年度事業計画（郵送）

- ・資料2-1 令和3年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳入）（郵送）
- ・資料2-2 令和3年度日野市国民健康保険特別会計予算（歳出）（郵送）
- ・資料3 国保財政健全化変更計画書について（郵送）
- ・資料4-1 国保税減免リーフレット（郵送）
- ・資料4-2 傷病手当金制度概要（郵送）
- ・資料5 第2期日野市国民健康保険データヘルス計画 中間評価（郵送）
- ・その他 令和3年度 国保運営協議会委員名簿（郵送）

裏面あり

◆関係法令

国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

日野市国民健康保険運営協議会規則

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする

(会議録の作成保存)

第11条 議長は、書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

第12条 前条の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。